

3 源泉所得税

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	※ 3,056,282	164,627,980	32,925,596	9,736	9,948,414
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	—	128,692	19,285	—	1,833
計	—	※ 164,756,672	32,944,881	—	※ 9,950,247

調査対象等：配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（支払調書）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(4) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
信用取引等	8,976,420	1,795,284
転換社債等	762,580	152,516
その他の上場株式等	56,502,760	11,300,552
計	66,241,760	13,248,352

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	13 年 / 12 年
				%
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金 弁護士、税理士等の報酬又は料金	324,152	24,361,807	2,810,968	107.3
診療報酬	390,643	245,989,804	24,784,687	109.4
職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金 芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金 バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金 契約金・賞金	14,517	287,773,002	25,683,869	97.1
小 計	114,856	131,799,835	9,008,369	69.3
法第204条該当	10,341	7,295,314	798,975	106.7
	21,864	19,605,540	1,186,193	263.8
	1,646	6,777,608	369,492	159.6
法第203条の2該当（公的年金等）	137,668	149,051,073	1,429,799	119.2
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	114,026	40,071,292	317,362	327.8
法第174条該当（芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金）	2,855	11,510,068	1,062,060	122.0
計	※ 1,132,568	※ 924,235,343	※ 67,451,773	98.7
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金等の支払調書）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

3 源泉所得税

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	13 年 / 12 年
人	千円	千円	千円	千円	%
5,271	1,832,005	641,202	176,408,399	33,566,798	111.1
—	283,979	43,092	414,504	62,377	155.3
—	※ 2,115,984	684,294	※ 176,822,903	※ 33,629,175	111.2

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支 払 金 額			源泉徴収税額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
公社債・預貯金の利子等	人	千円	千円	千円	千円	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	人	千円	千円
	—	810,753	—	810,753	67,309		—	—	—
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	一 般 分	67,177	19,836,109	—	2,943,600				
源泉分離選択課税適用分	88	5,111	—	—	986				
小 計	67,265	19,841,220	329,978	20,171,198	2,944,586	租税条約の適用を受けたもの	21,882	16,381,762	2,254,399
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	—	—	—	—				
給与・賞与等	15,229	12,043,570	12,118,783	24,162,353	1,753,332	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
退職所得	93	662,814	—	662,814	85,734	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
役務の報酬	2,799	3,632,366	543,290	4,175,656	676,644	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	169	41,525,946	28,796	41,554,742	3,700,794	租税条約の適用を受けたもの	128	37,600,395	3,304,946
著作権の使用料又はその譲渡による対価	186	2,210,821	—	2,210,821	236,399	租税条約の適用を受けたもの	173	2,060,964	206,430
貸付金の利子	115	568,956	—	568,956	57,240	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	82	565,563	56,568
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	935	1,045,027	788	1,045,815	194,260	租税条約の適用を受けたもの	19	20,626	2,060
機械等の使用料	6	254,258	—	254,258	25,427	租税条約の適用を受けたもの	6	254,258	25,427
土地等の譲渡による対価	207	7,988,226	—	7,988,226	798,750				
人的役務提供事業の対価	1,179	6,791,167	513,084	7,304,251	1,022,730	租税条約の適用を受けたもの	30	607,957	60,793
生命保険契約等に基づく年金	—	—	—	—	—				
賞 金	43	61,313	21,767	83,080	10,201	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
合 計	—	97,436,437	※13,556,486	※110,992,923	※11,573,406	計	22,320	57,491,525	5,910,623

調査対象等：平成14年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。